第３２回　熊谷市地域公共交通会議　次第

令和４年５月２６日（木）午前１０時から
熊谷市役所大里庁舎２階　第３会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　事

議案第１号　役員等の選出について

議案第２号　令和３年度事業報告について

議案第３号　令和４年度事業計画（案）について

議案第４号　令和４年度年度歳入歳出予算（案）について

議案第５号　生活交通確保維持改善計画（案）の策定について

議案第６号　熊谷市地域公共交通計画の策定について

４　報告事項

報告第１号　熊谷市地域公共交通会議設置要綱の改正について

報告第２号　バス停留所の移設について

５　閉　会

令和４年度第１回熊谷市地域公共交通会議

議　案　書

令和４年５月２６日

議案第１号　役員等の選出について

議案第２号　令和３年度事業報告について

議案第３号　令和４年度事業計画（案）について

議案第４号　令和４年度年度歳入歳出予算（案）について

議案第５号　生活交通確保維持改善計画（案）の策定について

議案第６号　熊谷市地域公共交通計画の策定について

報告第１号　熊谷市地域公共交通会議設置要綱の改正について

報告第２号　バス停留所の移設について

議案第１号

役員等の選出について

熊谷市地域公共交通会議設置要綱　第５条の規定により、監事２人及び同要綱第１０条第２項により、小委員会委員の選任について承認を求める。

令和４年５月２６日　提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　長谷川　　泉

議案第２号

令和３年度 事業報告

１　総合交通体系の整備

①「STOPコロナ」地域公共交通支援事業

感染防止対策を実施した上で運行を継続する路線バス事業者・タクシー事業者、ゆうゆうバス事業者へ支援を行った。

②　熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会の発足

行田市と本市とで熊谷駅・犬塚間路線バスの維持のため利用促進協議会を発足し、支援を行った。（事務局：行田市）

③　高齢者向け路線バス定期券への補助

市内バス事業者が発売する「高齢者向け定額路線バス定期券」のうち、７０歳以上の運転免許証返納者に対し安価に販売できるよう、路線バス事業者に補助を行った。（令和３年度利用者実績：１５人）

④　障害者手帳アプリ「ミライロID」利用開始

市民の方から要望いただいた障害者手帳をスマートフォンアプリで表示できる「ミライロＩＤ」を令和３年６月からゆうゆうバス全路線で利用を開始した。

２　熊谷市地域公共交通会議の開催

第２９回（令和３年５月）※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面にて協議

令和２年度事業報告、令和３年度事業計画、
生活交通確保維持改善計画（案）の策定について、
工事に係るゆうゆうバスのルート変更について
⇒承認。

第３０回（令和３年６月）※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面にて協議

ゆうゆうバス「ほたる号」に関する交通不便地域の指定の更新について
⇒承認。

第３１回（令和４年１月）※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面にて協議

ほたる号事業評価について⇒　承認。

令和４年５月２６日　提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　長谷川　　泉

議案第３号

令和４年度 事業計画（案）

１　熊谷市地域公共交通網形成計画に定めた事業の実施、評価

・ゆうゆうバスの再編

・生活交通確保維持改善計画の策定及び評価

・熊谷市地域公共交通網形成計画の評価

２　熊谷市地域公共交通会議等の開催

・交通会議

・小委員会

３　熊谷市地域公共交通計画策定事業

４　その他

令和４年５月２６日提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　長谷川　　泉

議案第４号

令和４年度　歳入歳出予算（案）

１　歳入の部　　（単位　円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備　　考
１負担金	9,900,000	0	9,900,000	熊谷市から
２補助金	0	0	0	
３繰越金	0	0	0	
４諸収入	0	0	0	
合　　計	9,900,000	0	9,900,000	

２　歳出の部　　（単位　円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備　　考
１事務費	450,000	0	450,000	会議費等
２事業費	9,450,000	0	9,450,000	計画作成支援委託料
３予備費	0	0	0	
合　　計	9,900,000	0	9,900,000	

歳入総額　　９，９００，０００円
歳出総額　　９，９００，０００円
歳入歳出差引額　　０円

令和４年５月２６日提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　長谷川　泉

議案第５号

令和４年度　生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統ネットワーク計画）（案）の策定について

提案理由

「生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統ネットワーク計画）」は、国の補助金「陸上交通に係る地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）補助金の交付を受けるに当たり、その目標数値を設定する必要があるため。（対象：ゆうゆうバス「ほたる号」）

生活交通確保維持改善計画（案）（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（名称）熊谷市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画

1　地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関相互の連携・共存を図り、利便性と採算性のバランスが取れた公共交通網の充実を目指すため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）」に基づき「熊谷市地域公共交通総合連携計画」を平成23年3月に策定した。
本計画では、江南地区北部エリアにおいては路線バスの廃止による公共交通不便地域が存在している現状や、市民へのアンケート結果、江南自治会連合会から同エリアに公共交通導入を望む声を反映し、本市の課題の一つとして「江南地区での市民の足（移動）の確保」を挙げており、「江南地区・新ゆうゆうバス※運行計画」を盛り込んだ。

このため、市では、地域の実情に即した運行を検討するため江南自治会連合会と懇談会を開催し、交通事業者・国・県等の行政関係者からなる地域公共交通会議の協議を踏まえて、江南地区住民の移動の確保を目的とした「熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画」を策定した。

平成23年10月運行開始後、昨年度は１日平均６７人の利用者があることから、事業の継続が必要である。

※ゆうゆうバス…市の補助によって市内を循環するバス。

平成11年10月：運行開始（２路線）
平成17年10月：熊谷市、大里町、妻沼町の合併を契機に路線見直し（４路線）
平成23年10月：江南町との合併を契機に本路線を含む２路線を追加（６路線）
平成30年10月：地域公共交通網形成計画により路線の見直し（９路線）
同時に、バスロケーションシステム、駅屋外表示機の導入。
令和元年10月～12月：新規路線「くまぴあ号」を試験運行。
令和２年９月：「くまぴあ号」本格運行。
令和３年６月：障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」利用開始。

2　地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

ゆうゆうバス江南地区路線の利用者数を年間 24,535 人以上とする。

（参考）今までの目標と実績
令和３年度　目標：25,529 人（R２.10 月～R３.９月）、実績：24,535 人
令和２年度　目標：33,452 人（R元.10 月～R２.９月）、実績：25,529 人
令和元年度　目標：31,335 人（H30.10 月～R元.９月）、実績：33,452 人
平成３０年度　目標：30,000 人（H29.10 月～H30.９月）、実績：31,335 人
平成２９年度　目標：30,000 人（H28.10 月～H29.９月）、実績：32,764 人
平成２８年度　目標：30,000 人（H27.10 月～H28.９月）、実績：34,970 人
平成２７年度　目標：30,000 人（H26.10 月～H27.９月）、実績：34,027 人
平成２６年度　目標：29,000 人（H25.10 月～H26.９月）、実績：35,273 人
平成２５年度　目標：27,500 人（H24.10 月～H25.９月）、実績：29,153 人
※年３６２日間・1,991 往復（日５．５往復）が運行予定。

（２）事業の効果

公共交通（ゆうゆうバス、民間路線バス）に満足している南部エリア住民の割合の向上を目標とする。

満足度

令和　４年	２月の調査実績：	37.0%
令和　３年	２月の調査実績：	33.3%
令和　２年	２月の調査実績：	32.2%
平成３１年	２月の調査実績：	40.3%
平成３０年	２月の調査実績：	32.8%
平成２９年	２月の調査実績：	35.2%
平成２８年	２月の調査実績：	34.5%
平成２７年	２月の調査実績：	31.3%
平成２６年	２月の調査実績：	33.9%
平成２５年	２月の調査実績：	32.8%
平成２４年	２月の調査実績：	26.4%
平成２２年１１月の調査実績：		11.2%

※平成２９年度までは、江南地区の割合。（南部エリア：江南、大里、吉岡地区）

３　２　の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 江南地域でのイベント時にチラシ等の配布やバス事業者のホームページ上でも利用につなげる周知を行う。
② コロナ禍においても、車内の感染症対策を万全にし、利用者が安心して乗車できるよう努める。
③ バスロケーションシステムのＰＲや免許返納者への無料乗車支援を引き続き行う。
④ 利用者の利便性の向上につながるツールの導入に努める。
⑤ 他のコミュニティバスや公共交通と連携を図り、利便性の向上や相互の利用促進を図る。

４　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表１のとおり。

５　地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

熊谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

国際十王交通株式会社

７　補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

８　別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９　別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 **【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
別添の表５のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

（１）平成２４年２月２３日　熊谷市地域公共交通会議

○地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

（意見）

・目標達成率が９割を超えているので安心した。

・利便性向上のため対象路線の運行時間を延長して欲しい。

⇒運行開始したばかりであり、今後の利用状況をみたい。

○ゆうゆうバスの利用促進策について

（調った協議内容）市役所前の停留所位置を敷地内へ移動することについて　⇒早急に対応していきたい。

（意見）

・直実号などゆうゆうバスの利用促進が急務である。

⇒実施していきたい。

（２）平成２４年６月２６日　熊谷市地域公共交通会議

○地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について

（意見）

・目標値は毎年増加するような値に設定するべき。

⇒設定します。

○ゆうゆうバスの利用促進策について

市の案については実施することとした。

そのほかの利用促進策について意見交換をした。次のとおり。

（意見）

・運転手ヒアリングや利用者アンケートを実施し、ルートや運行時刻の見直しなどにより利用促進につなげて欲しい。

・携帯電話でのバス位置情報システムの導入

・節電対策のクールスポットとしてバスの利用促進（クールシェア）

・国宝聖天様やイベントとの連携

・停留所をＪＡ支店やお店に置くことで、待合空間の確保

・保育所の利用者（園児の送迎など）に使っていただけるような対策。

⇒事務局では上記の意見について、今後検討していくこととした。

（３）平成２５年１月１５日　熊谷市地域公共交通会議

○直実号、ひまわり号の見直しについて

直実号の時刻表の全部改正及びひまわり号の停留所１か所の廃止に伴う時刻表の及び運行ルートの一部改正について

⇒提案のとおり了承される。

○ゆうゆうバスについてのアンケート実施について

無作為に抽出した１８歳以上の市民3,000人に実施し、ゆうゆうバスの車内でも聞き取りにより実施する。

⇒指摘箇所を修正し、アンケートを実施することに決定した。

○ゆうゆうバスの利用促進策について

昨年度も実施し好評であったため、今年度も実施することとした。

（意見）

・１路線（直実号）だけでなく、全ての路線で利用促進対策をすべきである。

・位置情報システムの導入を検討してもらいたい。

（４）平成２５年７月２５日　熊谷市地域公共交通会議
　○妻沼地域の路線の一部変更について
　　グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更
　　⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
　○熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について
　　グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線
　　の一部と時刻の一部変更
　　⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
　○ほたる号の停留所の新設
　　市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設
　　⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
　○ゆうゆうバスの利用促進策について
　　更なる利用促進のため、回数券を発行する。
　　⇒提案のとおり了承される。
（５）平成２６年１月１４日　熊谷市地域公共交通会議
　○妻沼地域の路線の一部変更について
　　グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更
　　⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
　○熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について
　　グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線
　　の一部と時刻の一部変更
　　⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
　○ほたる号の停留所の新設
　　市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設
　　⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
　○生活交通ネットワーク計画について
　　今後の計画内容について
　　⇒提案のとおり了承される。

（６）平成２６年７月４日　熊谷市地域公共交通会議
　○ゆうゆうバス（さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号）の
　　運行ルートの一部変更について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○バスロケーションシステムの社会実験について
　　さくら号及びひまわり号で実施
　　⇒提案のとおり了承される。
　○ゆうゆうバスの利用促進策について
　　⇒熊谷市誕生１０周年を記念したキャンペーンの実施
　　⇒ゆうゆうバスを利用したモデルコースの提案
（７）平成２７年１月２６日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

（８）平成２７年５月２０日　熊谷市地域公共交通会議
　○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○ゆうゆうバス事業者の選定について
　　ひまわり号のバスの老朽化により実施
　　⇒提案のとおり了承される。
（９）平成２７年１１月２５日　熊谷市地域公共交通会議
　○熊谷市地域公共交通網形成計画について
　　⇒現状分析及び課題の整理

(10) 平成２８年１月２７日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。
(11) 平成２８年３月２２日　熊谷市地域公共交通会議
　○新委員の選出について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
　　⇒提案のとおり了承される。

(12) 平成２８年５月１１日　熊谷市地域公共交通会議
　○平成２７年度事業報告及び歳入歳出決算について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○平成２８年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○秩父鉄道新駅設置に係る要綱の改正等について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○小委員会の設置について
　　⇒提案のとおり了承される。
(13) 平成２８年６月２７日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。

(14) 平成２９年６月１９日　熊谷市地域公共交通会議
　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
(15) 平成３０年２月８日　熊谷市地域公共交通会議
　○平成３０年度ゆうゆうバスの時刻・ルートの見直しについて
　　（平成３０年４月１日から・ほたる号、１０月１日から・さくら号、グライダー号・ムサシトミヨ号、直実号、グライダーワゴン）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

(16) 平成３０年５月１５日　熊谷市地域公共交通会議
　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
(17) 平成３１年２月１２日　熊谷市地域公共交通会議
　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

(18) 令和元年５月１６日　熊谷市地域公共交通会議
　○ゆうゆうバス新規路線「くまぴあ号」の試験運行プロポーザルの実施について
　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
(19) 令和２年２月１９日　熊谷市地域公共交通会議
　○ゆうゆうバス新規路線「くまぴあ号」の本格運行について
　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

（20）令和２年５月　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇ゆうゆうバス新規路線「くまぴあ号」のプロポーザルの実施について
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画について
　〇バス停移設について
　　⇒提案のとおり了承される。
（21）令和３年２月　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

（22）令和３年６月３日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
（23）令和３年６月２５日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇交通不便地域指定について
　　⇒提案のとおり了承される。
（24）令和４年１月２１日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　〇地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

18　利用者等の意見の反映状況

地域公共交通会議、市民アンケートなどによる意見を地域公共交通会議に諮り、ルート、時刻の変更の際に反映。

19　協議会メンバーの構成員

関係都道府県	埼玉県企画財政部交通政策課
関係市区町村	熊谷市、行田市、吉見町
交通事業者・交通施設管理者等	朝日自動車㈱、国際十王交通㈱、深谷観光バス㈱、㈱協同バス、北斗交通㈱、 大宮国道事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、市管理課、 東日本旅客鉄道㈱高崎支社、秩父鉄道株式会社、バス・タクシー協会、交通事業者の労働組合
地方運輸局	埼玉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	市民代表４名、熊谷商工会議所の代表者、市社会福祉協議会の代表者、男女共同参画を考える会の代表者、学識経験者（立正大学）、市都市計画課

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
（所　属）熊谷市　総合政策部　企画課
（氏　名）白根　靖士
（電　話）048-524-1111（内線５２９）
（e-mail）kikaku@city.kumagaya.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
　また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。
　実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

議案第６号

熊谷市地域公共交通計画の策定について（案）

１　提案理由

平成２８年３月に策定した「熊谷市地域公共交通網形成計画」が令和４年度までの計画となっているため、地域公共交通に関する計画を策定する必要があるため。

２　策定の目的

熊谷市地域公共交通網形成計画を継承しつつ、複数の交通モードの連携、広域性の検討、新交通システム等の視点を取り入れ、コロナ禍による市民生活の変化や人口減少社会などに対応した新たな計画として「熊谷市地域公 共交通計画」を策定する。

３　計画の目標

路線バス、タクシー、鉄道、ゆうゆうバス等の本市公共交通全体が、地域公共交通活性化再生法の趣旨に即しながら、適切な役割分担をしつつ、利用者ニーズを反映した交通ネットワークの形成を目指す。

４　計画策定支援業者の選定について

選定委員会を設置し、プロポーザルにより事業者を選定する。

選定に係る手続き全般を、事務局がおこなう。

５　スケジュール等

令和４年度中に計画策定。

事業者選定手続きは、今後、選定委員に連絡。

必要に応じて地域公共交通会議または小委員会を開催して意見を伺いながら、策定する。

地域公共交通計画とは

議案第6号参考資料

- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスのすがた」を明らかにする「マスタープラン」。
- 基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成を「努力義務」としている。
- バスやタクシーといった既存の公共交通サービスに加え、スクールバスや病院・商業施設といった民間の送迎サービス等、地域の多様な輸送資源を最大限活用する取組を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保する。

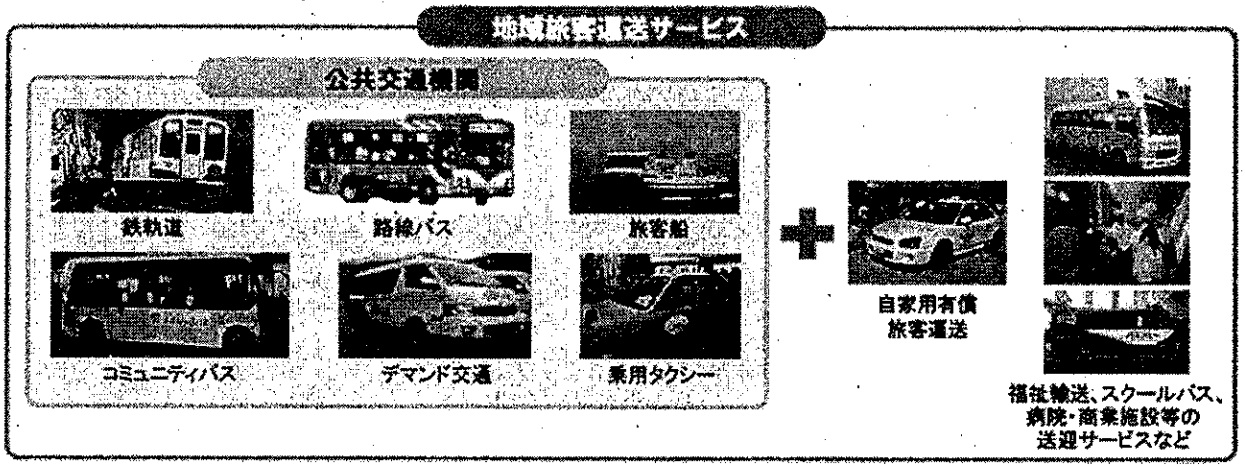

参考:『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き』国土交通省

地域公共交通活性化再生法の改正に伴う変更点

	地域公共交通計画 （令和２年～）	網形成計画 （平成26年～）	連携計画 （平成19年～）
計画の対象	・ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む ・地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる	・バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする	・バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能
位置づけ	・地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ・基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む	・地方公共団体による作成が可能	・市町村による作成が可能（ただし、複数市町村での作成も可能）
実効性確保	・定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化	・可能な限り具体的な数値指標を明示 ・原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価	・可能な限り具体的かつ明確な目標を設定

参考:『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き』国土交通省

熊谷市地域公共交通計画作成委託業者選定委員会

委員（案）

委員長	**熊谷市地域公共交通会議委員**
副委員長	熊谷市総合政策部長
委員	**熊谷市地域公共交通会議委員**
委員	**熊谷市地域公共交通会議委員**
委員	**熊谷市地域公共交通会議委員**
委員	企画課長
委員	スポーツ観光課長
委員	都市計画課長

（新）

熊谷市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条　熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施等、交通政策を推進するため設置する。

（事務所）

第２条　交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１に置く。

（業務）

第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。

（２）　交通計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（旧）

熊谷市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条　熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の実施等、交通政策を推進するため設置する。

（事務所）

第２条　交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１に置く。

（業務）

第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。

（２）　形成計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者とする。

（１）熊谷市副市長（総合政策部に属する事務を担任する副市長に限る）

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体

（４）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（５）住民の代表

（６）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（７）熊谷警察署長又はその指名する者

（８）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

（９）道路管理者

（10）鉄道事業者

（11）その他交通会議が必要と認める者

附　則

１　この要綱は、平成２１年２月２７日から施行する。

２　この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

３　この要綱は、平成２２年２月２日から施行する。

４　この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

５　この要綱は、平成２８年５月１１日から施行する。

６　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者とする。

（１）熊谷市副市長

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体

（４）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（５）住民の代表

（６）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（７）熊谷警察署長又はその指名する者

（８）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

（９）道路管理者

（10）鉄道事業者

（11）**その他交通会議が必要と認める者**

附　則

１　この要綱は、平成２１年２月２７日から施行する。

２　この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

３　この要綱は、平成２２年２月２日から施行する。

４　この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

５　この要綱は、平成２８年５月１１日から施行する。

熊谷市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条　熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施等、交通政策を推進するため設置する。

（事務所）

第２条　交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１に置く。

（業務）

第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。

（２）　交通計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者とする。

（１）熊谷市副市長（総合政策部に属する事務を担任する副市長に限る）

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体

（４）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（５）住民の代表

（６）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（７）熊谷警察署長又はその指名する者

（８）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

（９）道路管理者

（10）鉄道事業者

（11）その他交通会議が必要と認める者

（役員の定数及び選任）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

（1）会　長　1人
（2）副会長　1人
（3）監　事　2人

2　会長は、熊谷市副市長をもって充てる。

3　副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。

4　会長、副会長及び監事は兼ねることはできない。

（役員の職務）

第6条　会長は交通会議を代表し、その会務を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

3　監事は、交通会議の会計を監査する。

（委員の任期）

第7条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は再任されることができる。

（会議）

第8条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3　会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4　会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。

5　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7　前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条　交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（小委員会）

第10条　第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

2　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１１条　交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、熊谷市総合政策部企画課に置く。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１２条　交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１３条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１４条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（財産の移管）

第１５条　交通会議は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年２月２７日から施行する。

２　この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

３　この要綱は、平成２２年２月２日から施行する。

４　この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

５　この要綱は、平成２８年５月１１日から施行する。

６　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

報告第2号関係

停留所の略図

【移設】

番号	14	名称	久下熊久		警察署	熊谷署
位置		旧	熊谷市久下１９６９番地２先	運行系統	ムサシトミヨ号	
		新	熊谷市久下１６６３番地１先			
隣接停留所間の距離	（上久下）	0.42ｋｍ	（当停留所）	0.58ｋｍ	（熊久公園入口）	

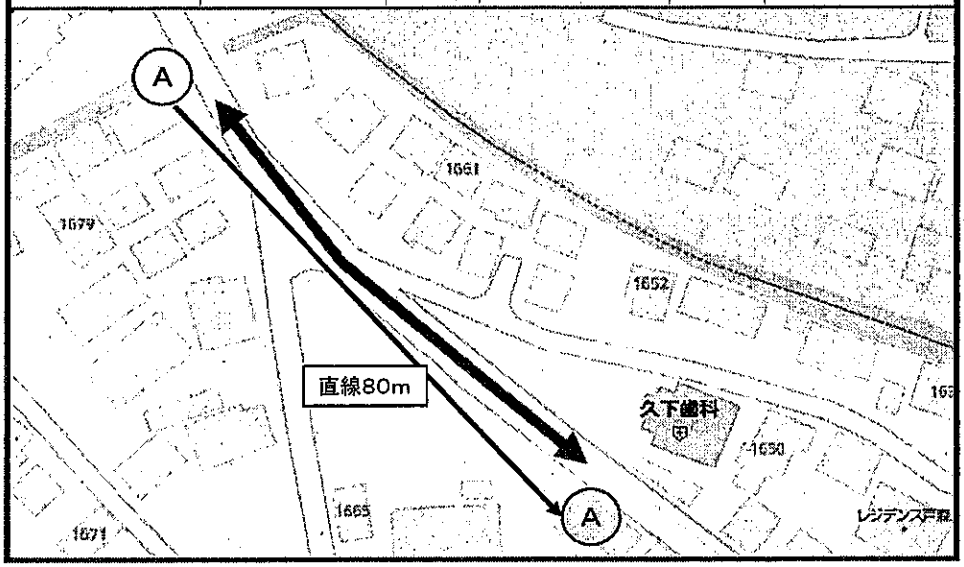

旧



新



熊谷市地域公共交通会議　名簿

令和4年5月現在

no.	役職	所属	役職	氏名	選出基準	備考
1	会長	熊谷市	副市長	長谷川　泉	副市長	
2	副会長	熊谷商工会議所	会頭	大久保　和政	住民の代表	
3	委員	朝日自動車株式会社	運輸部次長	田沼　健一	一般乗合旅客自動車運送事業者	
4	委員	国際十王交通株式会社	主幹	梁瀬　高志	一般乗合旅客自動車運送事業者	
5	委員	深谷観光バス株式会社	代表取締役	高田　勇三	一般乗合旅客自動車運送事業者	
6	委員	株式会社協同バス	代表取締役社長	鈴木　貴大	一般乗合旅客自動車運送事業者	
7	委員	北斗交通株式会社	代表取締役	山崎　博	一般乗合旅客自動車運送事業者	
8	委員	熊谷地区構内営業タクシー協議会	会長	根岸　真治	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	
9	委員	一般社団法人 埼玉県バス協会	専務理事	関根　肇	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	
10	委員	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会	事務局長	藤田　貢	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	
11	委員	連合埼玉 熊谷・深谷・寄居地域協議会	事務局長	新井　晃一	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	代理：根岸書記長
12	委員	熊谷地域	代表	藤野　和夫	住民の代表 籠原地区連合自治会長	
13	委員	大里地域	代表	福田　喜文	住民の代表 前大里自治会連合会会長	
14	委員	妻沼地域	代表	小林　芳雄	住民の代表	
15	委員	江南地域	代表	橋本　弘	住民の代表 江南自治会連合会会長	欠席
16	委員	くまがや市商工会	理事	鴫原　壽子	住民の代表	
17	委員	社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会	参事兼熊谷支所長	渡辺　祐一	住民の代表	
18	委員	くまがや共同参画を進める会	副会長	姉崎　京子	住民の代表	
19	委員	関東運輸局埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官	小川　ゆかり	運輸局長運輸支局長又はその指名する者	
20	委員	関東地方整備局大宮国道事務所	副所長	木住野　誠	道路管理者(国道)	欠席
21	委員	熊谷警察署	交通課長	篠永　作	熊谷警察署長又はその指名する者	欠席
22	委員	埼玉県企画財政部交通政策課	主査	西野　利彦	県企画財政部交通政策課長又はその指名する者	欠席
23	委員	埼玉県熊谷県土整備事務所	管理担当課長	原島　憲行	道路管理者(県道)	欠席
24	委員	熊谷市都市整備部都市計画課	課長	船田　寿志	その他の交通会議が必要と認める者	
25	委員	熊谷市建設部管理課	課長	渡辺　賢司	道路管理者(市道)	
26	委員	立正大学地球環境科学部地理学科	専任講師	山田　淳一	学識経験者	
27	委員	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	総務部経営・財務戦略室統括リーダー	坂口　真一	その他の交通会議が必要と認める者	
28	委員	秩父鉄道株式会社	執行役員運輸部長	関口　恒男	その他の交通会議が必要と認める者	代理：松島運輸課長
29	委員	熊谷市	総合政策部長	荻野　秀夫	その他の交通会議が必要と認める者	
30	委員	行田市	総合政策部長	渡邉　直毅	その他の交通会議が必要と認める者	代理：横倉主幹
31	委員	吉見町	総合政策課長	嶋崎　堅良	その他の交通会議が必要と認める者	

事務局

事務局長	熊谷市総合政策部企画課	課長	長谷川　秀明
担当	熊谷市総合政策部企画課	主査	白根　靖士
		主査	持田　浩一
		主査	蟻川　祐資

熊谷市地域公共交通会議　小委員会(案)

	役　職	所　属		氏　名	選出基準
1	委員長	熊谷商工会議所	会頭	大久保　和政	住民の代表
2	委　員	朝日自動車株式会社	運輸部次長	田沼　健一	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	委　員	国際十王交通株式会社	運転車両部長	山岸　晃	一般乗合旅客自動車運送事業者
4	委　員	深谷観光バス株式会社	代表取締役	高田　勇三	一般乗合旅客自動車運送事業者
5	委　員	株式会社協同バス	代表取締役社長	鈴木　貴大	一般乗合旅客自動車運送事業者
6	委　員	北斗交通株式会社	代表取締役	山崎　博	一般乗合旅客自動車運送事業者
7	委　員	熊谷地区構内営業タクシー協議会	会長	根岸　真治	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体
8	委　員	熊谷地域	代表	藤野　和夫	住民の代表 籠原地区連合自治会長
9	委　員	大里地域	代表	福田　喜文	住民の代表 前大里自治会連合会会長
10	委　員	妻沼地域	代表	小林　芳雄	住民の代表
11	委　員	江南地域	代表	橋本　弘	住民の代表 江南自治会連合会会長
12	委　員	くまがや市商工会	理事	鴫原　壽子	住民の代表
13	委　員	関東運輸局埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官	小川　ゆかり	運輸局長運輸支局長又はその指名する者
14	委　員	埼玉県企画財政部交通政策課	主査	西野　利彦	県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
15	委　員	立正大学地球環境科学部地理学科	専任講師	山田　淳一	学識経験者
		その他会長が必要と認める者			

参考資料

ゆうゆうバス利用者数の推移

年度	**ゆうゆうバス全系統**			さくら号			グライダー号			ムサシトミヨ号		
	乗車人数	**前年度比**	**運賃収入**	乗車人数	前年度比	運賃収入	乗車人数	前年度比	運賃収入	乗車人数	前年度比	運賃収入
平成28年度	**214,048人**	**-0.7%**	**20,566,000**	32,492人	9.2%	2,464,000	28,560人	-2.3%	2,260,800	32,749人	4.5%	2,454,500
平成29年度	**212,172人**	**-0.9%**	**17,033,900**	31,391人	-3.4%	2,296,100	28,202人	-1.3%	2,133,300	31,164人	-4.8%	2,258,100
平成30年度	**221,111人**	**4.2%**	**17,482,300**	32,400人	3.2%	2,335,700	27,717人	-1.7%	1,950,200	28,898人	-7.3%	2,093,500
令和元年度	**238,203人**	**7.7%**	**18,610,400**	40,215人	24.1%	2,995,500	24,217人	-12.6%	1,618,200	29,601人	2.4%	2,140,700
令和2年度	**175,005人**	**-26.5%**	**12,481,900**	31,332人	-22.1%	2,103,200	15,718人	-35.1%	1,034,400	21,814人	-26.3%	1,587,500
令和3年度	**201,422人**	**15.1%**	**14,526,000**	36,446人	16.3%	2,681,400	16,348人	4.0%	1,137,600	25,070人	14.9%	1,897,700

年度	ひまわり号			ほたる号			直実号			グライダーワゴン			くまぴあ号		
	乗車人数	前年度比	運賃収入	乗車人数	前年度比	運賃収入	乗車人数	前年度比	運賃収入	乗車人数	前年度比	運賃収入	乗車人数	前年度比	運賃収入
平成28年度	72,699人	-3.9%	9,336,800	33,799人	-3.5%	3,054,600	13,749人	-5.5%	995,300						
平成29年度	75,683人	4.1%	6,556,600	31,860人	-5.7%	2,814,900	13,872人	0.9%	974,900	平成30年10月から					
平成30年度	75,436人	-0.3%	6,572,200	32,710人	2.7%	2,863,900	17,510人	26.2%	1,220,900	6,440人	-	445,900			
令和元年度	77,662人	3.0%	6,673,100	32,495人	-0.7%	2,803,000	21,104人	20.5%	1,481,200	12,909人	-	898,700	令和２年９月から		
令和2年度	52,027人	-33.0%	4,332,900	21,968人	-32.4%	1,720,400	16,662人	-21.0%	1,159,600	8,233人	-36.2%	543,900	7,251人	-	498,900
令和3年度	56,908人	9.4%	4,779,700	24,250人	10.4%	2,013,700	19,810人	18.9%	1,422,700	8,824人	7.2%	593,200	13,766人	-	955,700